

平成 23 年 7 月 1 日
財団法人郵政福祉

夏期の節電計画について

東日本大震災の影響による平成 23 年夏期の電力事情に配慮し、下記のとおり節電計画を策定し、事務所内の省エネルギー、節電を実施することとします。

記

1 節電対象機関

全地方本部、本部

2 実施期間

平成 23 年 7 月 1 日（金）～平成 23 年 9 月 30 日（金）

3 節電目標

7～9 月（平日）の 9 時～20 時における使用最大電力を昨年の同時期・同時間帯と比較して▲15%以上の抑制を目標とする。

4 具体的取組

(1) 空調に係る節電

ア 事務室の設定温度（冷房）は、28℃とする。設定温度 28 度については、日射をさえぎるブラインド、すだれ等を活用して実施する。ただし、室温が 29℃になる場合には、熱中症の発症の危険性や心身への負荷が高まらないよう十分な工夫を行い、適切な換気により風通しを良くするなど室内環境への配慮を徹底する。

イ 会議室等の個別空調にあつては上記アに準じて設定する。

ウ エアコンの空気取り入れ口、噴出し口を荷物等で塞ぐことのないよう整理整頓を徹底する。

(2) 照明に係る節電

業務で必要とする照度の確保を前提に、蛍光灯の点灯本数を決定する。事務室エリアは 500 ルクス程度、通路エリアは 200 ルクス程度とする。

(3) ○A 機器に係る節電

- ア 待機電力を削減するため使用していないときは、シュレッダー、テレビ、○A 機器等の電源プラグを抜く。
- イ パソコンのディスプレイの輝度を下げる。
- ウ 短時間パソコンを使用しない場合は、スリープもしくはスタンバイモードを活用する。又はディスプレイの電源のみ切る。
- エ 90 分以上パソコンを使用しない場合は、シャットダウンする。
- オ 顧客対応等で必要な場合を除き、全員 12 時～13 時までディスプレイの電源のみ切る。

(4) その他の機器に係る節電

- ア 事務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数は最小必要数とする。
- イ 喫煙ルーム、喫煙コーナーを廃止する。このことにより喫煙用集塵脱臭機を停止し、節電する。

(5) 共用部分に係る節電（参考）

郵政福祉琴平ビルにおいては、ビルオーナーとしての取り組みを実施する。

- ア エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- イ 暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ウ エアタオルの停止
- エ 自動販売機の消灯要請
- オ 入居テナント等への節電の協力要請 等